

無線設備の設置状況調査について

総務省九州総合通信局では、港湾において船舶の無線設備の設置状況を調査しています。

その中で、免許を受けずに無線局を開設していると推測される船舶があれば、その船舶の使用者に対して注意喚起文書を送付するとともに、無線局開設の有無や適正化に向けた対応などについて回答を求めることがあります。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

1ワット無線機やレーダーを船舶に設置するためには無線局免許が必要です

- ・1ワット無線機や船舶用レーダーで無線局免許が不要なものはありません。
- ・無線局免許（無線局免許状）と無線従事者免許（無線従事者免許証）は別のものです（裏面参照）。

無線局免許には有効期間があります

- ・無線局免許の有効期間は最大で5年間です。その後も継続使用する場合は、再免許申請が必要です。再免許申請の時期は免許の有効期間が切れる6ヶ月前から3ヶ月前までとなっています。
- ・有効期間が切れると無線局免許は無効になり、免許がないのと同様の扱いになります。

使用しない1ワット無線機やレーダー、アンテナは撤去してください

- ・無線局免許がないのに電波が発射できる状態であれば、不法無線局を開設していることとなりますので、1ワット無線機やレーダーを使用しない場合は撤去してください。
- ・無線局の免許の有効期間が切れたときや無線局の廃止届を出したときはアンテナを撤去してください。

不法無線局は処罰されます

- ・無線局免許がないのに1ワット無線機やレーダーを船舶に設置したり、使用したりすると、電波法第110条により「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられることがあります。

《 お問い合わせ先 》 〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10番1号
総務省 九州総合通信局 電波監理部 監視課
電話 096 - 312 - 8264

【無線局免許状】

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種類	免許の番号		
免許の年月日	免許の有効期間		
無線局の目的	運用許容時間		
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所			
(船名)			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
<small>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</small>			
年 月 日	九州総合通信局長 印		

無線局免許は無線局の開設を許可するものです

無線局免許がないと1ワット無線機やレーダーを船舶に設置できません

【無線従事者免許証】

無線従事者免許証	
資格	[写真]
免許証の番号	
免許の年月日	年 月 日
氏名	年 月 日生
<small>上の者は、無線従事者規則により、上記資格の免許を与えたものであることを証明する。</small>	
年 月 日	九州総合通信局長 印

これは無線局免許ではありません

無線従事者免許は無線設備を操作する資格です